

事務連絡  
令和3年1月12日

スポーツ団体 各位

練馬区地域文化部スポーツ振興課長  
星野明久

「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」  
(令和3年1月8日変更) について

日頃から、区政へのご理解とご協力をいただき、真にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、内閣総理大臣が発令した緊急事態宣言、都知事が発表した緊急事態措置を踏まえ、区では別添のとおり、令和3年1月8日に区の対応方針を改めました。

この方針を踏まえ、各区立スポーツ施設においては、下記の対応を実施することといたしました。

このことにつきまして、何卒、ご理解、ご協力をいただくとともに、貴団体におかれましても、引き続き、感染防止対策の徹底などにお努めいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 各区立スポーツ施設における対応内容
  - (1) 開館・開場時間を、午後8時までに短縮いたします。
  - (2) 会議室等の定員のある施設について、利用人員は定員の50%を上限とします。  
※ 定員のない施設については、現在の人数制限を継続いたします。
- 2 期間  
令和3年1月12日（火）～2月7日（日）
- 3 その他  
この対応は、国・都の方針および区の対応方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う場合があります。

【担当】

練馬区地域文化部スポーツ振興課管理係

電話 03-5984-1372

FAX 03-5984-1228

メールアドレス SPORTS@city.nerima.tokyo.jp